

平成21年度環境保全促進事業実施要綱

第1 趣旨

財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）は、モーターボート競走施行者協議会からの拠出金及び地方自治振興基金の果実を財源として、この要綱の定めるところにより、コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境にかかる保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図るものとする。

第2 助成対象事業

助成金交付の対象となる事業は、地域環境及び地球環境にかかる保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。

なお、物品の配布、書籍類の刊行、備品の購入等、及び単発的なクリーン作戦等本事業の趣旨になじまないものは除外する。ただし、事業実施に伴う消耗品等の購入は対象とする。

参考までに、対象となる事業の内容を例示すれば、概ね別紙のとおりである。

第3 助成対象事業者

- 1 都道府県
- 2 市（区）町村
- 3 地区住民のコミュニティ組織

第4 助成金

助成金は、助成対象事業に要する経費の範囲内で、次の額とする。

ただし、助成額は10万円単位とし、単位未満は切り捨てとする。

- 1 実施団体が都道府県、市(区)町村の場合においては、1件あたり200万円以内。
- 2 実施団体が地区住民のコミュニティ組織の場合においては、1件あたり100万円以内。

第5 普及広報

助成金の交付を受けた都道府県又は市（区）町村は、助成の対象となった事業が、全国モーターボート競走施行者協議会の拠出金によって実施されるものであることに鑑み、次の1及び2の方法により普及広報に努めるものとする。

- 1 イベント等実施会場において使用する看板・横断幕・チラシ・ポスター等参加者に十分に周知できる方法で「全国モーターボート競走施行者協議会」の助成事業である旨を告知する。
- 2 都道府県または市（区）町村の広報誌等に当該事業の記事を掲載し、1と同様の告知を行う。

第6 助成の申請手続

- 1 都道府県知事又は市（区）町村長は、センター理事長（以下「理事長」という。）に助成申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

なお、助成対象事業者が市（区）町村の場合は、都道府県知事を経由するものとする。

この場合、都道府県知事は都道府県及び管内市（区）町村の助成申請書を一括して理事長に提出すること。

- 2 都道府県知事は、申請書に関し、意見（別記様式第2号）及び助成申請概要一覧表（別記様式第2号の2）をつけて理事長宛送付するものとする。この際、都道府県が実施団体となる申請に関しては、特記事項がなければ意見欄を斜線としてよい。

別記様式第2号の2については、様式を都道府県担当者宛に電子メールで送付するので、本件担当者が決定次第、電子メールにて送付先アドレスを連絡すること。アドレスの連絡方法及び期限については別途連絡する。

第7 助成の決定等

- 1 理事長は、送付された助成申請書の内容を審査し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。
- 2 1により助成を決定した場合、理事長はその旨を都道府県知事に通知し、都道府県知事はこれを市（区）町村長に通知するものとする。
- 3 助成対象事業について変更を生じる場合は、都道府県知事又は市（区）町村長は、速やかにその理由を付して、都道府県知事経由で理事長に変更申請書（別記様式第4号）を提出し、その承認を受けるものとする。

但し、理事長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続を省略することができる。

第8 助成金の交付

1 都道府県知事又は市（区）町村長は、助成対象事業が完了し、助成金の交付を受けようとするときは、助成事業実績報告書（別記様式第3号）を平成22年3月末日までに理事長に提出するものとする。

なお、市（区）町村の場合は都道府県知事を経由することとする。

2 理事長は、助成事業実績報告書を受領した後、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象事業者が所在する都道府県又は市（区）町村に交付するとともに、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

3 助成対象事業者が地区住民のコミュニティ組織の場合であっても、助成金は市（区）町村に交付されるので、市（区）町村においては予算に計上して処理するものとする。

第9 その他

この要綱に定めのない事項については、必要の都度、理事長が定めるものとする。